

江戸川大学国立公園研究所から

執筆担当：親泊素子

はじめに

アメリカのミネアポリス警察官によるジョージ・フロイド殺人事件を受けて起こった黒人差別に対する抗議運動、「Black Lives Matter」は世界的な広がりを見せ取束の兆しが見えていない。今回はこの問題について国立公園の切り口から述べてみたい。

アフリカ系アメリカ人差別の経緯

アメリカは一八六三年のリンカーン大統領による奴隷解放宣言によって奴隷制が廃止された。これによって黒人の自由と平等は約束されたはずだったが、実際は自由以外は何もない状態で放置されたのである。この奴隷制廃止をきっかけに白人と平等の権利が保障される公民権法、黒人の投票権を認

める公民権法、さらに一八七五年には交通機関、ホテル、劇場、その他の娯楽施設の利用における完全な平等や、裁判を受ける権利等を定めた公民権法が制定された。しかし、一方では白人至上主義団体の

KKK(クー・クラックス・クラン)が結成され、リンチ、暴行、殺害等の黒人弾圧は続き、一八八三年には連邦最高裁で一八七五年の公民権法の合憲性が争われた。結果は、私人による人種差別の禁止は州の権限にあるとされ、その公民権法は無効であるとの判決がでた。そして南部の各州では次々に人種隔離の法律を制定していった。

プレッシャー対ファーガソン裁判

さらにこの人種隔離を正当化するような裁判の判決をだしたのが一八九六年のプレッシャー対ファーガソン裁判である。これは南部ル

イジアナ州法の白人と黒人の分離を定めた隔離列車法に関するもので、連邦最高裁は「隔離すれども平等」(separate but equal)との判決を下したのである。その考え方は、「平等の施設」を提供しているのであれば、白人と黒人とを区別しても問題はないとされるもので、この考え方で公共の交通機関、公園、水道、トイレなどの施設が白人と黒人用に分離されて利用されるようになった。

こういった差別は一九六四年の公民権法が成立するまで続き、この一八七〇年代から一九六四年まで続いたアメリカ南部にあった人種隔離をする州法一般を「ジム・クロウ法」と称した。この公共施設の隔離政策は国立公園においても適用され、各地の国立公園でも見られた。アーカンサス州のホット・スプリング国立公園、ノース・カロライナ州およびテネシー州のグレート・スモーキー・マウンテン国立公園、バージニア州ではシェナンドー国立公園を含む四つの公園で隔離利用が行われた。

そこで今回はシェナンドー国立公園のケースについて説明をしてみよう。

アフリカ系アメリカ人の国立公園利用

一九三五年に設立されたシェナンドー国立公園があるバージニア州はジム・クロウ法によって隔離政策が取られていた州である。一九三〇年代に公園施設の設計が始まると、バージニア州は国立公園となる用地を連邦政府に譲渡する際に公園からアフリカ系アメリカ人を完全に締め出すことを求めた。

しかし、当時の内務省長官ハロルド・L・イケスはアフリカ系アメリカ人の支援者で人種隔離の撤廃に取り組んでおり、公園内の施設の隔離さえもよしとしなかった。従って内務省および国立公園局の職員はバージニア州とイケス長官との板挟みとなり、妥協案として決着をつけたのが隔離した施設の整備であった。

施設整備を請け負ったバージニアスカイライン社は、一九三九年にルイス山にアフリカ系アメリカ人向けのピクニック場、ロッジ、キャンプ、キャンプ場の施設を作ったが、これらの施設は白人専用の施設より劣るものだった。イケス長官はまずは譲歩して隔

離施設の整備に同意したが、その後も主張を続け、ついにはピナクルピクニック場を人種間統合の最初の施設として整備させた。しかし、当初は案内地図にルイス山の利用が記されていたが、やがてその記載は外された。その理由はアフリカ系アメリカ人の利用を嫌がるレンジャーもおり、さらには記載することで隔離していることが明らかになってしまったことを憂慮したからである。従って、公園を訪れたアフリカ系アメリカ人に対し、ルイス山の施設案内はするがピナクルピクニック場については説明しなかった。さらには彼らを利用できる施設はないといって拒否するレンジャーもいたという。

一九四五年にはイケス長官の努力が実り、すべての国立公園における人種差別が撤廃された。その結果、シェナンドー国立公園でも一九四七年にルイス山とパノラマリゾートの食堂が統合され、一九五〇年前半までには完全に施設の統合がなされた。しかし、実際は隔離の撤廃を主張していながらも思ったように進まなかった。

なぜなら、各州が自分の州法を優先し、コンセクションで施設や

サービスを提供する民間会社もアフリカ系アメリカ人の利用を嫌っていたからである。

また、一九三六年から六六年まで、「黒人の為のモーターリストグリーンブック」が発行され、彼らが差別されずに旅のサービスが受けられるホテル、レストラン、薬局、理髪店、キャンプ場等のガイドブックとして利用されたが、その中にはヨセミテ周辺や他の国立公園施設等も含まれていた。

おわりに

奴隷解放宣言から一五七年たつた今日でもアメリカ社会は奴隷制と植民地主義という負の歴史を引



今年6月のBLM学生デモ (Madison, WI)



店の自衛のためのベニヤ板に描かれた抗議の絵

る多様性と一体性の促進」と称する大統領令を発令し、人種主義の終焉を願った。

また、アラバマ州にバーミングハム公民権運動ナショナル・モニュメントを指定した。現在、国立公園局は奴隷制度、先住民搾取、女性やLGBTQ差別等、過去の不正義が行われてきた場所を負の遺産としてナショナル・モニュメントに指定し、新たな脱人種主義社会へ向けての教育に取り組んでいる。しかし、今日でもアメリカ社会の根底には白人対有色人種の構造的な差別は存在しており、それ故、「Black Lives Matter」の運動が続いているのである。アメリカは個人の人格で評価されるリベラルな社会をはたして実現できるのだろうか? 「Yes, We Can?」

主な参考文献:

上杉 忍『アメリカ黒人の歴史』(中公新書、110111)
NPS.gov, Homepage (U.S. National Park Service) : www.nps.gov

親泊 素子●おやどまり もとこ
米ウイスコンシン大学大学院博士課程修了。国立公園協会研究センター長等を経て、一九九八年江戸川大学教授。二〇一七年から江戸川大学国立公園研究所客員教授。環境政治学専攻。